

放射性廃棄物の輸出承認について

輸出注意事項 2022 第 31 号（令和 4 年 12 月 26 日）

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 2 の 21 の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 11 月 6 日付け輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、令和 5 年 1 月 11 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の項の中欄に掲げる貨物であって、「輸出貿易管理令別表第 2 の 21 の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物」（平成 15 年経済産業省告示第 381 号）とする。

3 申請者の資格

「放射性廃棄物の輸出確認証の交付要領」（令和 4 年 12 月 26 日付け 2022 1219 資庁第 4 号）に定めるところにより、放射性廃棄物の輸出確認証（以下「確認証」という。）の交付を受けた者

4 輸出承認の申請

（1）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書 2 通を経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課に提出するものとする。

（2）輸出承認申請の際の添付書類

- ① 放射性廃棄物輸出承認申請理由書（別紙様式）（注） 1 通
- ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通
- ③ 確認証の写し 1 通
- ④ その他、経済産業大臣が必要と認める場合は、当該書類

（注）申請理由書には、当該貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物に該当しない場合は、その旨を記載すること。なお、当該貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物に該当し、既に輸出の許可を取得している場合は、その旨を記載すること。

5 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認の上、次の要件に該当する場合に限り、行うものとする。

- (1) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（以下「条約」という。）の締約国以外の国又は地域への輸出でないこと。
- (2) 南緯60度以南の地域における貯蔵又は処分のための輸出でないこと。
- (3) 当該廃棄物の輸出について、輸出の相手国から書面による同意を得ていること（条約等に基づく同意が必要な場合に限る）。
- (4) 当該廃棄物が、相手国において再生利用されることが確実であること等が認められること。

6 その他

- (1) 条約の締約国は、「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）を確認のこと。
- (2) 輸出される貨物が輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物に該当する場合は、輸出承認と同時に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1項の規定に基づく輸出の許可を取得する必要がある。

(別紙様式)

放射性廃棄物輸出承認申請理由書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者

氏名又は名称

及び代表者の氏名

住 所

電 話 番 号

1. 放射性廃棄物の輸出確認証の文書番号
2. 仕向地
3. 条約の締約国又は非締約国の別
4. 輸入者（買主・荷受人）の概要（名称、住所等）
5. 需要者の概要（名称、住所、事業概要、貨物の使用場所の名称及び住所等）
6. 輸出貨物の概要（商品名、数量、価額等）及び最終用途
7. 輸出を行う理由

8. 輸出貿易管理令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物の該非及び許可等の要否の説明

※該当する場合は、「許可・承認申請書」により申請が必要。

9. その他